

牛久市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木)午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員(13名)

会長 13番 山越 康義

会長職務代理 1番 吉田 功

委員 2番 川村 隆一 3番 飯田 光夫 4番 坪井 隆典

5番 村松 昇平 6番 澤田 臣男 7番 平沢 克人

8番 山越 隼人 9番 花島 常雄 10番 塚崎 光子

11番 藤田 文男 12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員(5名)

委員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局(3名)

事務局長 榎本 友好 事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 なし

5. 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について

議案第3号 現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する審議決定について

議案第5号 農用地利用集積計画(中間管理事業)に対する審議決定について

6. 会議の概要

事務局	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、開会にあたり会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいまより第2回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>在任委員13名中全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>では、議事録署名者に3番飯田光夫委員、4番坪井隆典委員を指名いたします。参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。事務局は榎本事務局長、書記として近藤事務局長補佐、横川主任です。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号から第5号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議致します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。</p> <p>第1項、上太田町字細田310番、田899㎡ですが、申請者は農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。</p> <p>世帯の農地の状況は、田1, 750a、畑253aを耕作しており、農業従事者は3名で、220日の農作業従事日数の申告があり、農地取得の権利は有しております。</p> <p>第2項、上太田町字細田311番、田177㎡ですが、申請者は農業経営規模拡大のため譲り受けるもので、第1項の申請地に隣接し一体的に管理されている農地です。</p> <p>申請者は第1項と同一であり、農地取得の権利は有しております。</p> <p>第3項、岡見町字水元182番外17筆、田4筆4, 384㎡、畑14筆6, 882㎡、計11, 206㎡ですが、申請者は農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。</p> <p>世帯の農地の状況は、畑17aを耕作しており、農業従事者は2名で、300日の農作業従事日数の申告があります。稲敷市の耕作証明書も添付されており、農地取得の権利は有しております。申請者は、申請地近くの宅地および家屋を取得し居住予定で、稲敷市で保有する大型農機具などは権利取得後に岡見町の自宅にて管理するとのことです。申請地には一部遊休農地化した畑も存在しますが、現地調査の際に申請者にも同席いただき、現地の状況を一緒に確認し遊休農地も解消するとのことで誓約書も添付されております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
川村委員	<p>令和5年8月3日、現況確認調査を、吉田代理と飯田委員、榎本事務局長と近藤事務局長補</p>

佐と私で行いました。現地写真をご覧ください。

議案第1号第1項及び第2項ですが、隣接し一体的に管理されている農地であるため、あわせてご報告いたします。ご覧いただいております写真のように、休耕田となっておりますが、草刈り、耕起を行うことにより耕作可能な農地であることをご報告いたします。

議案第1号第3項ですが、ご覧いただいております写真のように、一部、遊休農地化しており低木等が侵入している農地がありました。申請者と一緒に現地を確認し、効率的に農地を利用する意向を確認しており、草刈り、耕起、一部伐根等を行うことにより耕作可能な農地であることをご報告いたします。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 では、農業委員に対して質疑を許します。

花島委員 第3項は、先月申請の取り下げがあったと聞いているが、また申請が上がってきたのか。

事務局 先月は、今回の申請者の父が譲受人としての申請でした。ほかに農機具の運搬方法や、こちらが指摘した疑義を修正しての申請となっております。

花島委員 わかりました。

飯田委員 現在の耕作面積からとても百姓とは呼べない。申請書どおりにはうまくいかないのだから、もっと厳格に審査するべきだ。

吉田代理 遊休農地も含めて耕作すると言っていて、誓約書までついているので、今回は様子をしっかり見ていけばいいと思う。

会 長 ほかに質問はございませんか。

では、議案第1号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

過半数委員 異議なし。

会 長 異議なし賛成多数と認め、議案第1号について原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可について議題に供します。事務局より説明を願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可についてです。

第1項、女化町1422番1、畑3，992㎡のうち0.56㎡ですが、この案件は、令和2年9月の第2回総会において許可した案件です。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置場で、一時転用期間の3年が経過したため、3年間の一時転用期間を更新するものです。なお、パネル下部の栽培作物はキクラゲとサカキになります。

第2項、井ノ岡町字中原4186番、畑5,529㎡のうち0.91㎡ですが、この案件も第1項同様、一時転用期間の3年が経過したため、3年間の一時転用期間を更新するものです。なお、パネル下部の栽培作物はブルーベリーになります。

第3項、結束町字一番山498番4、畑161㎡ですが、転用目的は太陽光発電設備設置場です。

申請者は、令和2年に申請地と隣接する山林に太陽光発電設備を設置した際、今回の申請地を農地法の許可が必要な農地と気づかず、敷地の一部として一体的に整備し、碎石を敷きフェンスを設置しておりました。この度、違法状態であることがわかったため、違法状態を是正するための申請となります。なお、申請には始末書が添付されております。

事業計画は、隣接する山林と合わせて2,154㎡の敷地に300w出力の太陽電池モジュール288枚を設置し、年間発電量は約94,874kWhを想定しており、発電した電力は全て電力会社に売電(23.1円/kWh)するものです。なお、周囲はフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理しております。

以上です。

会 長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

川村委員

議案第2号第1項ですが、農地区分は一種農地と考えます。転用目的が営農型太陽光発電設備設置場で、支柱部分の一時転用、許可期間は3年間です。3年前の許可の更新であります。現地調査の結果、下部の農地の一部で管理不十分な箇所が見受けられました。今回の更新にあたり、改めて耕作者から、今後の営農計画書および適正な管理についての誓約書が提出されており、今回の申請について許可相当と思われます。

議案第2号第2項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が営農型太陽光発電設備設置場で、支柱部分の一時転用、許可期間3年間です。3年前の許可の更新であります。現地調査の結果、下部の農地の一部で管理不十分な箇所が見受けられました。今回の更新にあたり、改めて耕作者から、今後の営農計画書および適正な管理についての誓約書が提出されており、今回の申請について許可相当と思われます。

議案第2号第3項ですが、農地区分は二種農地と考えます。ご覧いただいております写真のように、現地は太陽光発電設備の用地の一部として、フェンスが設置されております。転用目的が太陽光発電設備の設置場であり、違法状態の是正として申請者からの始末書も添付されていることから、今回の申請について許可相当と思われます。

会 長

以上で説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

では、農業委員に対して質疑を許します。

飯田委員

この申請者は、今回の申請地以外でも同様なことがあったと記憶している。キクラゲもまともに栽培していない、ブルーベリーも防鳥ネットすらかけていない。結局まともに営農もしていないのに許可するのはおかしいのではないか。

事務局 キクラゲについては、今年の異常な猛暑のために菌床が腐り、虫が大量に発生するため、暑さが落ち着く9月以降に菌床を設置予定と聞いております。9月の農地パトロール時に、申請者立ち会いのもと営農を確認する予定です。また、ブルーベリーについては酸味が強く出荷に至らなかったという報告書が提出されています。

こちらとしても、継続的な営農状況の確認、適切な営農指導を行ってこなかった非がござい
ます。今後は農地パトロールを強化していきたいと考えています。

会 長 今後は農地パトロールで定期的に営農状況を把握し、営農が確認されない場合はその都度
営農者に連絡することを徹底し、耕作を促す等の対応を。

山越委員 営農しない状態が続くと、何かペナルティがあるのですか。

事務局 一時転用の許可を取り消し、営農型発電設備の撤去命令を行うこととなります。

会 長 ほかに質問はございませんか。
では、議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

過半数委員 異議なし。

会 長 異議なし賛成多数と認め、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第3号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について議題に
供します。事務局より説明を願います。

事務局 議案第3号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです。
県の事務処理要領では、写真の添付にかかわらず、原則として農業委員3人以上と事務局職
員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについては、農業委員会
総会で議決し、証明願に奥書証明を行い交付することになっております。
第1項、上太田町字山合468番、畑344㎡ですが、申請者から非農地証明願が提出され
た案件となります。
現地写真でもすでに非農地化しており、平成13年10月の国土地理院の航空写真でも非
農地化しております。
以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

川村委員 議案第3号第1項ですが、現在より約22年前、平成13年当時の国土地理院の航空写真か
ら見ても、山林化していることが確認できますので、証明することについて問題はないと思
います。

会 長 以上で説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご
意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 では、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 では、議案第3号について原案のとおり証明してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第3号は原案のとおり証明することに決定いたします。
続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画に対する審議決定について議題に供します。
議案第4号および5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番花
島常雄委員は議事参与できませんので、退席願います。

～ 花島常雄委員 退席 ～

事務局より説明を願います。

事務局 議案第4号、農用地利用集積計画に対する審議決定についてです。
改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、「農用地利用集積計画は農業
委員会の決定を経て定めなければならない」ことから、牛久市長より農業委員会に対し、第5
回牛久市農用地利用集積計画の案が提出されております。
それでは資料をご覧ください。1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画の集計表
になります。新規の賃貸借権設定に基づく利用権設定期間10年以上が、田3件3,596㎡、
合計田3件、3,596㎡となっております。各筆の詳細については、次ページのとおりです。
なお、集積計画の内容は、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし
ていると考えます。
以上です。

会 長 以上で説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご
意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 では、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 では、議案第4号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたします。
続きまして議案第5号、農用地利用集積計画（中間管理事業）に対する審議決定について議

題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画（中間管理事業）に対する審議決定についてです。
改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定で、農地中間管理機構として農地の中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が中間管理権を取得するものです。
それでは資料をご覧ください。3ページ目の農用地利用集積計画の集計表（農地中間管理事業）になります。賃貸借権設定に基づく利用権設定期間10年が、田12件30,341㎡、畑3件14,065㎡。使用貸借権設定に基づく利用権設定期間10年が、田3件2,320㎡、畑5件10,993㎡。合計23件57,719㎡となっております。詳細については、次ページのとおりです。
以上です。

会長

ただいま事務局から説明がございました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会長

では、農業委員に対して質疑を許します。

一同

なし。

会長

では、議案第5号について、原案のとおり承認してよろしいかお諮りします。

一同

異議なし。

会長

花島常雄委員の議事参与を認めます。

～ 花島常雄委員 着席 ～

会長

では、異議なし全員賛成と認め、議案第5号は原案のとおり承認することといたします。
次に報告事項です。農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。
本日の議事は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。